

# 大治町一般廃棄物処理基本計画

令和 5 年 4 月  
愛知県海部郡大治町

# I 人口予測

本町は、名古屋市に隣接するという地理的な要件や、全町域が市街化区域に設定されていることから、今後においても、一層の宅地化が進むものと思われる。

名古屋市に隣接していることから早くから都市近郊のベッドタウンとして発展しており、今後は一時期のような伸びは見られないが、小、中規模の住宅開発が目立っている。

一方、将来的には、日本全体の人口や愛知県の人口が減少する局面を迎えることが予想される。

少子高齢社会化について本町も決して例外ではなく、この10年間においても高齢化は進み、令和4年4月現在の人口に占める65歳以上の割合は21%を超えている。

参考 令和14年 33,128人(第5次大治町総合計画 令和5年4月)

# II ごみ処理

## 1) 計画の位置づけについて

### 1.計画の趣旨

市町村は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下廃棄物処理法という)により、一般廃棄物処理基本計画を定めることとなっている。

計画すべき内容を以下に示す。(廃棄物処理法第6条第2項)

- ① 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- ② 一般廃棄物の搬出の抑制のための方策に関する事項
- ③ 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別区分
- ④ 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- ⑤ 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- ⑥ その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

### 2.計画の期間としての見直しについて

本計画の計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とする。ただし、概ね5年ごとに改訂するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うこととする。

### 3.本町の概要

本町は、愛知県の西南部、名古屋市の西方に位置し、南北に流れる庄内川、福田川の間にあつて、総面積は6.59k㎡である。

人口については、令和4年4月1日現在、総人口33,151人で世帯数は14,257世帯となっている。なお、本町においては、名古屋市に隣接し交通の便が良いため、ベッドタウンとしての開発が進み、人口は年々増加傾向にある。

本町は、古くから農業が産業の柱であったが、高度経済成長によりサラリーマン化が進んだこと及び人口の流入が多くなったことに伴い農地の転用が進み、農業人口が減少し、兼業農家が大半を占めている。

その一方で、ハウレン草を始め畑作を中心とした都市近郊農業が発展している。商業は、大型店の集客吸収に対抗し、中小商店は各種の催し及び個性化を図るなど消費の活性化に取り組んでいる。一方、工業は規模的には大きなものは少ないが、業種的には鉄鋼、金属製品、機械品、木工、繊維等幅広いものとなっている。

土地利用については、全域(河川敷を除く)が市街化区域に指定されているため、人口の増加及び都市化の進展に伴い宅地の開発は著しいものである。本町は昭和57年12月に制定した「大治町総合計画」に基づき、「健康で明るく住みよいまち」の実現をめざして、その実現に向けて広範囲な事業や施策を実施してきた。しかしながら、昨今の治町を取り巻く社会・経済情勢は急速に変化しており、人口の流入に伴う住宅開発等の活性化、都市近郊農業の在り方、さらに高齢化・情報化・国際化社会への対応など、新しいまちづくり形成が急務になっている。

このような情勢の中で将来図を「笑顔あふれ みんなで育む 元気なまち おおはる」とした「第4次大治町総合計画」を策定し、大治町のあるべき姿とその実現をするための施策を総合的に進めていくこととしている。

なお、令和5年4月に策定される第5次総合計画が示された際には、本計画もその計画に沿った変更を加えることにしていく。

#### 4.用途別土地利用の方向

##### ①住宅地

住宅地は、幹線道路沿線や工業地を除いた区域に配置し、主に小規模な店舗や事務所等の立地を許容し、生活利便性の高い住宅地として土地利用を図ります。

町南部や北東部の一部においては、中高層の集合住宅の立地を誘導する土地利用を図ります。

##### ②近隣商業地

近隣商業地は、町中心部の都市核に位置する町道中島・八ツ屋線、町道花常・三本木線沿道に配置し、町民の買物の利便に供する商業施設の立地を誘導する土地利用を図ります。

##### ③工業地

工業地は、名古屋第二環状自動車道と（主）あま愛西線の広域交通軸が交差し、広域的な交通アクセスの利便性の高い西條地区に配置し、工場の立地を誘導する土地利用を図ります。

##### ④沿線複合地

沿線複合地は、（主）あま愛西線、（主）名古屋津島線等の沿道に配置し、沿道サービス施設、商業施設等の立地を誘導する土地利用を図ります。

名古屋第二環状自動車道以西で整備中の（都）名古屋津島線沿道は、道路の整備に合わせて、沿道複合地への土地利用の転換を図ります。

##### ⑤土地利用検討地

高齢化に伴い、今後の農業の担い手不足が懸念されるなか、広範囲に農地として土地利用されている地域では、地域全体で土地利用の転換を含めた土地活用のあり方を検討していくことも考えられます。この地域の今後の土地活用のニーズを踏まえ、本町の活力を支えるため、周辺の土地利用との調和を図りつつ、産業系の土地利活用の検討を促進します。

。

2) 一般廃棄物処理・処分の現状

1.ごみ処理の状況

各処理工程における事業区分をごみの種類別にまとめたものを以下に示す。

ごみ等の種類	搬入先
可燃ごみ	海部地区環境事務組合 八穂クリーンセンター
プラスチックごみ	海部地区環境事務組合 八穂クリーンセンター
不燃ごみ	海部地区環境事務組合 八穂クリーンセンター
粗大ごみ（可燃性）	海部地区環境事務組合 八穂クリーンセンター
粗大ごみ（不燃性）	海部地区環境事務組合 八穂クリーンセンター 又は 海部地区環境事務組合 八穂クリーンセンター → 再資源化業者
金属缶類（アルミ）	中間処理業者 → 再資源化業者
金属缶類（スチール類）	中間処理業者 → 再資源化業者
ビン類	海部地区環境事務組合 八穂クリーンセンター → 再資源化業者
ペットボトル	中間処理業者 → 再資源化業者
古紙（新聞紙）	中間処理業者 → 再資源化業者
古紙（雑誌等）	中間処理業者 → 再資源化業者
古紙（段ボール）	中間処理業者 → 再資源化業者
乾電池	海部地区環境事務組合 八穂クリーンセンター → 外部処理業者
雑鉄	中間処理業者 → 再資源化業者
ライター	海部地区環境事務組合 八穂クリーンセンター
衣類	中間処理業者 → 再資源化業者
小型家電	海部地区環境事務組合 八穂クリーンセンター → 再資源化業者
蛍光管 （平成30年4月より）	海部地区環境事務組合 八穂クリーンセンター → 外部処理業者
水銀温度計・水銀血圧計 （平成30年4月より）	海部地区環境事務組合 八穂クリーンセンター → 外部処理業者

## 2.本町におけるごみ処理の沿革

本町は、昭和50年ごろに、1市4町（津島市、蟹江町、弥富町、佐屋町、佐織町）で構成していた一部事務組合が、ごみ処理焼却施設の「新処理場」の建設に向けて計画を進めていたため、当町もその組合に参加をし、昭和51年に「津島市ほか11町村衛生組合」に名称を替え、昭和58年に佐織町諸桑地内に新処理工場（塩田センター）を完成させ、可燃ごみのみの焼却を開始した。それまでは、当町の「ごみ」全てを委託業者の最終処分場に搬入していた。資源ごみ等は、町独自で中間処理業者を通じて再資源業者に搬入していた。

平成12年に組合の名称を「海部津島環境事務組合」に変更した。

また、ごみ焼却施設（塩田センター）は、色々な施設の問題等もあり、平成14年までしか使用が出来なくなることから、新に弥富町地内に「新焼却ごみ処理施設」（八穂クリーンセンター）を建設し、平成14年度から本格稼働している。平成18年度に町村合併により組合の名称を「海部地区環境事務組合」に変更した。

## 3.搬出状況

近年のごみ量等の推移について、家庭系と事業系に分けて示す。

### 大治町のごみ量の推移 家庭系ごみ

種別/数量 (kg)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
可燃ごみ	5,003,040	5,010,760	5,015,510	5,083,060	5,184,610	5,154,260
不燃ごみ	270,920	298,260	327,030	327,020	379,670	318,920
プラスチック類ごみ	656,720	664,530	677,610	668,340	711,240	689,310
可燃性粗大ごみ	80,090	87,790	93,330	98,680	88,370	78,800
不燃性粗大ごみ	15,390	17,050	19,700	22,630	52,490	55,180
埋立ごみ	3,130	1,550	2,510	2,560	3,250	5,440
アルミ缶	19,020	17,590	17,170	17,830	21,420	27,080
スチール缶	34,820	33,090	33,230	32,090	25,420	22,780
びん類	147,780	145,020	141,520	135,040	136,850	131,890
ペットボトル	43,840	44,470	47,300	47,770	52,830	56,160
古紙類	428,865	394,960	376,780	339,625	317,930	349,680
衣類	67,592	74,082	68,976	70,565	85,755	81,034
乾電池	6,600	6,770	6,990	7,000	6,800	4,730

※ 海部地区環境事務組合年報「組合の概要」及び資源売却先業者報告書より

### 大治町のごみ量の推移 事業系ごみ

種別/数量 (kg)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
可燃ごみ	1,051,634	1,053,891	1,019,912	1,185,573	1,185,573	1,205,206

※ 海部地区環境事務組合年報「組合の概要」より

## 4.収集・運搬の状況

現行の収集運搬体制を表に示す。収集・運搬については、民間業者に委託しており、収集区分により、以下のような方式を採っている。

可燃ごみ・資源ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・プラごみ等については、1業者で町全域を収集・運搬している。

### ごみ、資源の収集・運搬体制

収集区域	町全体
計画収集人口	33,128人（令和14年までの人口予測）
分別収集状況	ステーション収集
収集容器	専用ごみ袋及び収集専用かご他
収集方法	路線収集及びステーション収集
収集頻度	次表に示す
ごみ搬出時間	収集日の8時30分までに、決められたごみ置き場に搬出

### 分別ごみ種別収集頻度

ごみ種別	分別内容	収集頻度
可燃ごみ	・生ごみ、再生できない紙等	週2回
プラスチックごみ	・たまごのパック、サラダ油容器 ・発泡スチロール等	週1回

古紙	新聞紙・雑古紙・雑誌・段ボール	月1回
金属	アルミ缶、スチール缶、スプレー缶等	月1回
不燃ごみ	陶磁器類、ガラス等	月1回
粗大ごみ	机、椅子、ストーブ、布団、カーペット等	月1回
ペットボトル	ペットボトル	月1回
ビン類	飲料水等のビン類 ビール瓶、一升瓶	月1回
衣類	衣服、古着	月1回
その他危険物等	乾電池、ライター、蛍光管	月1回
	水銀温度計、水銀血圧計、高品位小型家電	役場窓口

※ 産業廃棄物や町では処理不能（消火器・農機具類・塗料・食用以外の油、自動車タイヤ等）のものは、処理専門業者での処理を指導する。

#### 5.処理・処分の状況

- ・「可燃ごみ」、「プラスチックごみ」は、海部地区環境事務組合の八穂クリーンセンター内の塵芥焼却場にて焼却処理を行っている。

##### 施設概要

施設名称	八穂クリーンセンター
所在地	弥富市鍋田町八穂 399 番地の 3
敷地面積	49,907 m <sup>2</sup>
焼却炉処理形式	全連続燃焼式焼却炉（ストーカ方式） +溶解炉（三菱黒鉛電磁式プラズマアーク炉）
焼却処理能力	330 t/日（110 t/日×3 炉）
竣工年月	平成14年6月1日 本稼動

- ・「粗大ごみ」、「不燃ごみ」、「ビン類」は、海部地区環境事務組合の八穂クリーンセンター内のリサイクルプラザにて、再生資源として分別処理を行なっている。ただし、「不燃性粗大ごみ」については、中間業者経由で再資源業者に搬入している。

- ・資源物については、町の収集後、民間事業者へ搬入し再資源化を行なっている。  
（資源物：紙類、布類、金属類、ペットボトル）

- ・不法投棄の監視業務、指導の状況

本町では、不法投棄の監視や、指定日以外に搬出されたごみや分別していないごみ、他自治体の指定袋で出されたごみの搬出者の指導を強化している。さらに、定期巡回を行い不法投棄の監視と予防に努めている。

また平成24年10月より「大治町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を一部改正し、資源物の持ち去り行為禁止についての項目を盛り込んだ。

- ① 不法投棄パトロールの定期実施
- ② 警察との連携による不法投棄者への指導
- ③ 一般廃棄物許可業者（ごみ収集委託業者及びし尿・浄化槽汚泥処理許可業者）による情報収集及び通報
- ④ 不法投棄防止看板、資源物持ち去り禁止看板の設置等による啓発
- ⑤ 近隣市町村との連携による啓発活動、研究会の実施

#### 6.ごみ処理経費の現状

町における過去5年間のごみ処理経費の推移について、表に示す。

（単位：千円）

年度	収集運搬費	組合負担金（ごみ処理）	組合負担金（焼却灰処理費）	計
平成29年度	149,472	165,960	26,024	341,456
平成30年度	149,974	159,008	28,387	337,369
令和元年度	151,793	165,663	26,188	343,644
令和2年度	153,186	190,617	—	343,803
令和3年度	165,047	186,769	—	351,816
令和4年度	171,600	184,868	—	356,468

※ 令和4年度については、当初予算の数字を示す

## 7.本町における課題

本町は、人口の伸びに伴い年々ごみ搬出量が増大しており、依然そのごみの中にリサイクル可能な資源物が可燃、不燃として多量に排出される状況にある。

この資源物をごみの中から抜き出し、再生ルートに乗せることによりごみ減量化を図っており、住民への浸透も拡大してきたところであるが、今後は排出段階からの抑制が本町の重要な課題である。

また、近年の特徴として近隣自治体の指定袋で排出されたごみが非常に多く、その中身を調査し分析すると、排出者のほとんどが大治町民であることから、指定袋そのものの認識がなされていないことが伺える。より一層の周知が必要である。

更に、家庭系ごみを集積する場所が住宅の密集により確保できないケースも散見され、今後より難しくなることが想定される。

## 8.搬出段階における課題

家庭系ごみについては、正しく分別されていないごみが集積所に搬出されていたり、搬出指定日の違う日にごみが搬出されていたりする不適正搬出が散見される。また、ごみの排出時間は午前8時30分までと指定されているものの、ごみ回収車の時間に間に合えば良いと考えている住民も多く、回収車の回収後に排出する事例も散見され、結果、ごみが放置されているという苦情も寄せられ、町の環境美化を損ねており、住民への搬出ルールの周知徹底が重要な課題である。

## 9.収集・運搬段階における課題

道路等が集積場所となっている地区や、道路の狭い集積場所もあり周囲の住環境に影響を及ぼしている地区もある。

また、近年では大規模な住宅開発が各地区で進んでおり、これまでごみの搬出の少なかった地域で急激に住民が増加し、ごみ搬出場所の許容量を超える場合や、最寄にステーションが確保できないことが懸念される。

このため、集積場等の用地確保、運用について他部局との連携も深め、恒常的に検討していく必要がある。

## 10.その他検討が必要な事項について

### ごみ処理手数料等

現在、「可燃ごみ・プラスチックごみ・不燃ごみの専用袋」については、町指定のごみ袋による搬出を義務づけており、この指定袋は、ごみ処理経費の一部を含めた価格（40ℓ袋、45ℓ袋 1枚あたり20円、20ℓ袋 1枚あたり15円）で販売されている。

ただし、この価格設定から約20年経過しており、現在では原油価格高騰により、ごみ袋原価も年々上昇して販売価格に肉薄している。

以上の点からも、ごみ処理手数料の再検討の時期が迫っていると思われる。

また、併せて見込んだごみ減量効果についても、わずかな減少にとどまっており、価格設定によっては、さらなる排出抑制効果が期待できる。ただし、住民生活に影響を及ぼす事項であるため、決定には十分な検討を要する。

また、事業者が家庭系指定ごみ袋を使用して排出する事も多く、引き続き監視していく必要がある。

事業系ごみについては、組合の処理費を平成19年12月1日から10kg/140円を、10kg/200円に見直しを行い近隣施設並みの価格に引き上げた。また、事業系一般廃棄物収集運搬許可業者数と保有台数から、町内事業者から排出される量を推測すると、排出量を大きく上回る許可車両であると考えられるため、今後は新規申請を不許可とする必要がある。

## 11.家庭系ごみ量の推計

各種ごみ量の実績と目標を以下のとおり示す。

(単位: kg)

年度	可燃ごみ	可燃性 粗大ごみ	プラスチック ごみ	不燃ごみ	不燃性 粗大ごみ	ペット ボトル	ビン類	アルミ 缶	スチール 缶	古紙類	雑鉄	小型家電	衣類	蛍光管	乾電池
H28 (実績)	5,003,040	80,090	656,720	270,920	15,390	43,840	147,780	19,020	34,820	428,865	13,757	3610	67,529	—	66,00
H29 (実績)	5,010,760	87,790	664,530	298,260	17,050	44,470	145,020	17,590	33,090	394,960	11,230	3820	74,082	—	6,770
H30 (実績)	5,015,510	93,330	677,610	327,030	19,700	47,300	141,520	17,170	33,230	376,780	12,245	3,810	68,976	—	6,990
R1 (実績)	5,083,060	98,680	668,340	327,020	22,630	47,770	135,040	17,830	32,090	339,625	11,350	4,260	70,565	1,900	7,000
R2 (実績)	5,184,610	88,370	711,240	379,670	52,490	52,830	136,850	21,420	25,420	317,930	11,320	6,930	85,755	2,130	6,800
R3 (実績)	5,154,260	78,800	689,310	318,920	55,180	56,160	131,890	27,080	22,780	349,680	12,150	6,090	81,034	1,580	4,730
R14 (目標)	5,041,993	77,084	674,296	311,974	53,978	59,327	139,328	28,607	24,065	369,400	12,835	64,33	369,400	2,000	6,500

※ 海部地区環境事務組合年報及び資源売却先業者報告書より（実績部分）

## 12.事業系ごみ量の推計

事業系ごみ量の実績と目標を以下のとおり示す。

年度	一般廃棄物事業系可燃ごみ
平成28年度（実績）	1,051,634kg
平成29年度（実績）	1,053,891kg
平成30年度（実績）	1,019,912kg
令和元年度（実績）	1,280,891kg
令和2年度（実績）	1,185,573kg
令和3年度（実績）	1,205,206kg
令和14年度（目標）	1,080,000kg

※ 海部地区環境事務組合年報より（実績部分）

## 13.減量化目標

### ア.基本方針

ごみの減量化には、住民、事業者、町の各主体が様々な角度から取り組んでいくことが必要である。このことを踏まえて、大治町における減量化のための基本方針を以下のように定める。

### イ.目標標語

**混ぜればごみ 分ければ資源 分別先進地をめざそう！！**  
**MOTTA INAI から始めよう！！**

### ウ.ごみ減量化・資源化推進計画

ごみの減量化・資源化推進方策を以下の項目に分け、各項目について、重点施策を示す。

### エ.発生抑制の取り組み

- ①ごみ減量化・資源化運動の推進
- ②モデル地域による減量化施策の実施
- ③不用品情報交換システム構築による再利用の推進
- ④廃棄物搬出抑制並びにリサイクル品の展示啓発
- ⑤家電リサイクル法の品目拡充及びリターナブル容器の制度化の要望
- ⑥広報誌の発行により、環境に対する関心とごみ減量の啓発推進
- ⑦常設の資源回収場所の拡充
- ⑧情報交換の場の提供

### オ.住民主体の減量化・資源化

- ①ごみ分別の周知徹底
- ②民間協力組織や再資源化を促すまちづくりグループの発生支援
- ③住民とのワークショップによる住民参画型の環境行政のあり方の検討

### カ.事業所、公共施設の減量化・資源化

- ①事業系ごみの減量化
- ②ごみ減量化・資源化協力優良店の表彰
- ③商店、事業所による資源物の回収推進
- ④公共施設におけるごみ減量化の徹底
- ⑤エコオフィスの推進

### キ.収集体系の見直し・負担の公平化

- ①ごみ収集回数、収集路線の最適化
- ②ごみ置き場、集積場の統廃合
- ③ごみ袋の有効な流通の検討

上記の施策に加え、「今後の検討課題」として以下を掲げる。

- ☆ ごみ処理手数料の検討
- ☆ 高齢者や社会的弱者への対応強化
- ☆ 販売店舗による町の資源回収の協力



これをもとに、本計画における施策体系を以下のようにまとめた。ごみの搬出段階から最終処分するまでの各段階について施策をまとめ、処理広域化計画とその他検討すべき事項（適正処理困難物への対応など）についても併せて示した。

住 事 業 者 の 協 働 に よ り 実 現 す る ご み の 減 量 化 ・ 資 源 化	—— 普及啓発（発生抑制）計画 ——	・ ごみ減量化・資源化運動の推進 ・ 廃棄物排出抑制ならびにリサイクル品の展示啓発 ・ 小中学生への環境学習の推進
	—— 減量化、資源化計画 ——	・ モデル地域による減量化施策の実施 ・ 不用品情報交換システム構築による再利用の推進 ・ 家電リサイクル法の品目拡充及びリターナブル容器の制度化の要望 ・ 常設資源ステーションでのリユースの促進
	—— 収集・運搬計画 ——	中間・最終処分計画

#### 14.SDGs 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）を意識した環境政策

SDGs の 17 の目標のうち、特に 7.「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」、11.「住み続けられるまちづくりを」、12.「つくる責任 つかう責任」、13.「気候変動に具体的な政策を」、14.「海の豊かさを守ろう」、15.「陸の豊かさを守ろう」に配慮した住民に対してわかりやすい行動、例えば環境学習を計画・実行する。

#### 15.プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（2022年4月1日施行）に伴う環境政策の実現

通称プラスチック新法の施行に伴い、地方自治体もプラスチック製品の容器包装などを再商品化するための分別収集が求められているので、それに向けた長期的視点で持続可能な分別とルート確保を検討していく。

ワンウェイプラスチックの使用抑制を推奨する。

使い捨てプラスチックを使用しないように販売店、住民に対し推奨する。

#### 16.普及啓発（発生抑制）計画

##### ア.基本的な考え方

住民、事業者が日常生活の中でごみ、リサイクルについて考える場を作り、ごみを発生させないための仕組みづくりを進める。

- ・ ごみ減量化・資源化運動の推進
- ・ 廃棄物排出抑制ならびにリサイクル品の展示啓発
- ・ 小中学生の環境学習の推進

##### イ.ごみ減量化・資源化運動の推進

国では、3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再利用）運動を実施している。本町においても「毎日出るごみ」は焼却ごみ全体の約 90%を占め、そのうち約 50%は水分が占めている。このため、水切りによる減量等の家庭でできる工夫について啓発を進める。また、家庭で出る生ごみのうち約 30%が食品ロス（食べきれずに捨てられたもの、賞味期限が切れて捨てられたもの、調理しきれずに捨てられたもの）といわれているため、食品ロスの削減に向けた家庭でできる工夫についての啓発も合わせて進めていく。

また、住民の責任としてごみとなるものは極力購入せず、ごみを排出するときは減量化及び資源化を認識し、その工夫を高めることが必要である。

#### ウ.廃棄物排出抑制ならびにリサイクル品の展示啓発

ものを大切に利用し、資源を有効利用する意識向上のため、廃棄物からのリサイクル（再資源化）品の展示を行い、啓発に努める。

#### エ.小中学生への環境学習の推進

子供の頃から環境学習は効果が大きいと考えられるので、広報誌等での情報提供の他、出前講座やワークショップの開設など、日頃からごみ、リサイクルとの関わりを多く持てるような環境づくりを行なう。また、学校教育の場においても積極的に取り上げてもらうよう要請し、子供からその親へと輪を広げ、町民の意識向上の拡大を図る。

### 17.減量化、資源化計画

#### ア.基本的な考え方

数値目標の達成に向け、住民、事業者、行政の各主体が協力して減量化・資源化を進める。

- ・常設の資源回収場所の設置
- ・不用品情報交換システムの構築
- ・家電リサイクル法の品目拡充及びリターナブル容器の制度化の要望
- ・ごみ分別の徹底
- ・住民参加による資源回収
- ・事業系ごみの減量化
- ・販売店におけるごみ減量化・資源化協力
- ・商店、事業所による空き容器等の資源回収
- ・公共施設における減量化への取り組み
- ・情報の収集
- ・ワークショップの開催
- ・086（おおはる）ごみダイエット作戦の推進

#### イ.モデル地域による減量化の実施

毎日出るごみの約 1/3 の重量を占めるといわれている紙ごみについて資源化を進めるため、モデル地区に資源回収の拠点を整備する。また、併せて他の資源ごみの回収を実施し、更なる効果を目指す。

分別方法や収集方法、回数などについては、地域の理解と協力が必要となるため、地域の要望と責務を重ね合わせて推進を図って行く。

#### ウ.常設の資源回収場所の設置

毎月 1 回実施の資源回収では、各家庭での保管に限界がある。このため、可燃ごみ、不燃ごみへの混入による資源の排出が散見される。この問題の解決の一助として、平成 19 年末より試験的に役場前にて常設の資源回収場所を設置した。資源物の回収量は日々上昇し、住民にも好評を得ている。

また平成 25 年度からは、役場前資源ステーションを庁舎玄関横から移動し、専用スペースを新たに設け、これにより利便性が向上した。また住民の更なる利用促進を図るため、平成 29 年度から平日に加え第 2・第 4 土曜日にも役場前資源ステーション開放を開始した。

今後は、更なる回収量の増加と、利便性の拡大、情報の発信と収集基地としての役割の拡充を見込み、三本木地区に大規模な資源ステーションの設置を計画しており、資源回収にとどまらず、リユースや情報交換の場としての活用を期待している。

#### エ.不用品情報交換システムの構築

ごみとして処分される品の中には、まだまだ使用できるものが多く含まれている。これらを再利用することにより、もの大切さを伝えてごみの排出の抑制につなげる。

このため、住民間で手軽に不用品情報を交換できるシステムを構築し、リユース運動に寄与する。

#### オ.家電リサイクル法の品目拡充及びリターナブル容器の制度化の要望

家電リサイクル法の対象となる品目（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機）以外にも、資源有効利用促進法による製造者の資源回収対象品目が少ないことや、空き缶、ビン、ペットボトル類のごみ排出本数が急増しているため、家電リサイクル法回収義務品目の拡充やリターナブル容器の開発及び強化を国・県に要望していく。

### カ.ごみ分別の徹底

捨てる時のことを考えて、ごみにならないもの、リサイクルしやすいものを優先的に購入することや、不要なものにはもらわない意識の啓発と、分別を徹底して行なうことによりごみの減量化・資源化を行なうことの重要性についての周知を徹底する。

### キ.住民参加による資源回収

住民のごみ収集への意識改革として、住民の積極的な参加を促す方策を検討する必要がある。

一例として、横浜市、水俣市などが実施している資源物売却益を自治会へ還元する施策や、第三者機関による自治会ごとのごみ分別評価制度の導入など様々な方策を検討していく。

### ク.事業系ごみの減量化

事業系ごみについては、家庭系ごみの収集場所への排出が依然あり、制度への理解が進んでいないのが現状である。このため、巡回や住民、収集業者等の情報提供により不適正排出業者への指導を強化する。

さらに事業系ごみの場合、紙類が大きな割合を占めていると考えられるので、古紙回収業者への排出を促し、再資源化の促進と事業系ごみの減量化を推進する。また、家庭系ごみになりすました事業者を減らすためにも、新規の事業系一般廃棄物許可の受付を止めることで、事業者への営業活動や新規開拓を促し、町内全体でのごみ処理適正化を図る。

### ケ.販売店におけるごみ減量化・資源化協力

消費者の利便性に着目した使い捨て容器やレジ袋の流通、また、購買意欲を増進させるための過大なディスプレイ等は、多くの資源を使っただけで、廃棄物量を増やす要因となっている。そこで、以下の3点について、販売店への協力を要請する。

#### 啓発の推進

- ・ 適正包装（二重包装や過剰包装の廃止）や環境に配慮した素材の使用について、消費者の理解と商店の実行を啓発する運動を推進する

#### 包装の簡素化

- ・ 再生消費材で作られた文房具、玩具、日用雑貨品、トイレットペーパー等の生活用品の積極的な販売や利用を促進する

### コ.商店、事業所による資源物の回収

小売店販売した後のペットボトル、トレー、紙パック、空きびん等の包装容器については、各小売店等で積極的に回収する。また、将来的に町の資源回収ステーションとして機能できるような体制を各店舗に協力依頼する。

### サ.公共施設における減量化の取り組み

以下の3点について取り組んでいく。

項目	取り組みの内容
排出ごみゼロ	・ 町施設からの「排出ごみゼロ」を目指す。
	・ 町立小中学校から排出されるごみの減量化・再資源化に努める。
グリーン購入の推進	・ グリーン基本方針を策定し、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入する
イベント時のごみ処理	・ 参加者に対して、ごみ減量化、分別排出を促すとともに、ごみの持ち帰りを積極的に進める

### シ.情報の収集

ごみ減量化について、近隣市区町村と連携をとり、情報交換、研究会などを実施する。

また、ごみ先進地での取り組みを研究し、活用を図る。

## 18.収集・運搬計画

### ア.基本的な考え方

- ・ 現在の収集・運搬体制を基本とし、さらなるごみ減量化、資源化、ごみ処理経費の削減、費用負担の公平につなげるための体制作りを目指す。
- ・ ごみ収集方法の最適化
- ・ ごみ置き場の適正配置
- ・ 指定ごみ袋の有効な運用
- ・ 高齢者や社会的弱者への対応
- ・ 積替施設の設置

## イ. ごみ収集方法の最適化

現在実施している収集回数等に固執せず、よりよい運用方法について、弾力的に検討し最適化を図る。

## ウ. ごみ置き場の適正配置

本町は、集積場として設定した場所が66箇所あり、場所によっては前日からの搬入時による夜間のビン・缶等の排出音の問題や、車でのごみ搬出による集積場近隣への一時駐車が問題となっている。

また、道路での収集地区があるため、学童の登校に支障のある場所もあり、ごみ置き場、集積場の検討が近年の大きな課題となっている。

さらに、宅地化が進み現在の容量では明らかに不足している地区も増えてきている。

このため、可能な限り集積場の適正配置に努め、近隣住民の生活に配慮する。

## エ. 指定ごみ袋の有効な運用

本町の指定ごみ袋は、海部地区環境事務組合統一の仕様に準拠しているため、町単独での仕様は難しいが、住民の利便性を考慮した仕様などを検討し関係市町村と協議していく。

## オ. 高齢者や社会的弱者への対応

一時多量ごみや引越しなど特殊なケースについては、基本的に海部地区環境事務組合八穂クリーンセンターへの直接搬入を案内することにより対応する。高齢者や社会的弱者には、収集日の変更や個別収集するなど臨機に対応する。

## カ. 積替施設の設置

収集車両作業場や粗大ごみ、資源物等の一時保管場として恒常的な積替施設の整備、拡充に努める。

## キ. 中間・最終処理計画

### 基本的な考え方

海部地区環境事務組合の処理基本計画に準拠する。

## ク. その他検討すべき事項について

### ・ 適正処理困難物への対応

平成3年の廃棄物処理法の改正により適正処理困難物（指定一般廃棄物）制度が創設され、市町村は処理が困難な一般廃棄物について製造・販売業者等の協力を求めることができたことになった。同法では、廃タイヤ、廃スプリングマット、廃テレビ、廃冷蔵庫を適正処理困難物として規定している。

本町においては、廃テレビ、廃冷凍冷蔵庫、廃エアコン、廃洗濯機、廃衣類乾燥機については、家電リサイクル法に則って処理、家庭用パソコンについては、資源有効利用促進法に則って処理を行い、廃スプリングマットについては、「粗大ごみ」に分類し、処理を行なっている。廃タイヤについては、原則収集・処分は行なっていない。

その他、本町では、以下に示す品目については、適正に処理を行なうことが困難であることから、受け入れを行なっていない。処理する必要が生じたときは、販売業者による引取り、または販売取引店での相談を基本としており、今後も引き続き住民、事業者への周知に努める。

### 持ち込みできないごみ（町では処理不能なもの）

産業廃棄物	ピアノ
建築物の解体による廃材	バッテリー
医療系廃棄物	ガスボンベ（卓上用を除く）
アスベストを含む廃棄物	業務用ビニール
家電リサイクル法指定品目	業務用プラスチック
消火器	危険物や殺虫剤の入っている容器
油類	金庫
ペンキ	コンクリート製物干し台
自動車とバイクの部品	コンクリート
風呂の浴槽（ホーロー製）	園芸用土

#### ケ.災害廃棄物への対応

災害等により短期間に多量の廃棄物が発生したり、処理施設が停止したりするなどして、ごみを処理できないような事態が発生した場合には、令和2年3月に策定した「大治町災害廃棄物処理計画」に基づき、近隣市町村との連携もとりつつ、安全かつ適正に廃棄物を処理することとする。

#### コ.個別リサイクル法への対応

平成13年4月より家電リサイクル法が完全施行され、廃テレビ、廃冷凍・冷蔵庫、廃エアコン、廃洗濯機、廃衣類乾燥機については、リサイクル義務が製造業者に課せられている。これらの品目については、家電リサイクル法に則った処理を行なうように周知していく。

廃パソコンについては、各メーカーに回収窓口があることを、メーカー窓口がない場合にはパソコン3R推進協会を案内し、回収に努める。